

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、「保育士修学資金の貸付け等について」(平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知。以下「国実施要綱」という。)及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が実施主体として行う「保育士修学資金等貸付事業」(以下「補助事業」という。)の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の内容及び補助対象経費の配分を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業の内容及び補助対象経費の配分の変更を行わない<u>補助金額</u>の20パーセント以内の減額を行うときは、この限りではない。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>(11) 国実施要綱及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(平成28年2月3日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、行わなければならないこと。</p> <p>(12)～(13) 略</p> <p>第7条～第8条 略</p>	<p style="text-align: center;">高知県保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、「保育士修学資金の貸付け等について」(平成28年2月3日付け厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知。以下「国実施要綱」という。)及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(平成28年2月8日付け雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が実施主体として行う「保育士修学資金等貸付事業」(以下「補助事業」という。)の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の<u>内容の変更する</u>場合及び<u>補助事業に要する</u>補助対象経費の配分を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、教育長の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業の内容及び補助対象経費の配分の変更を行わない<u>補助対象経費総額</u>の20パーセント以内の減額を行うときは、この限りではない。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>(11) 国実施要綱及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(平成28年2月3日付け雇児発0203第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、行わなければならないこと。</p> <p>(12)～(13) 略</p> <p>第7条～第8条 略</p>

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業の目的を達し得なかったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。

(4) 第6条に違反したとき。

(5) 第10条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

第10条

第11条

第12条

第13条

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

第9条

第10条

第11条

第12条

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
1 保育士修学資金等貸付事業に必要な貸付原資	<p>1 保育士修学資金貸付事業</p> <p>① 基本額 1人当たり月額50,000円以内</p> <p>②加算額 上記①の額に、次の額を加算することができる。</p> <p>ア 入学準備金(貸付初回時) 1人当たり200,000円以内</p> <p>イ 就職準備金(卒業時) 1人当たり200,000円以内</p> <p>ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者に係る加算金 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付事業 1か所当たり年額2,953,000円以内</p> <p>3 未就学児を<u>持つ</u>保育士に対する保</p>	定額 (※)

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
1 保育士修学資金等貸付事業に必要な貸付原資	<p>1 保育士修学資金貸付事業</p> <p>① 基本額 1人当たり月額50,000円以内</p> <p>②加算額 上記①の額に、次の額を加算することができる。</p> <p>ア 入学準備金(貸付初回時) 1人当たり200,000円以内</p> <p>イ 就職準備金(卒業時) 1人当たり200,000円以内</p> <p>ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者に係る加算金 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付事業 1か所当たり年額2,953,000円以内</p> <p>3 未就学児を<u>もつ</u>潜在保育士に対す</p>	定額 (※)

	<p>育料の一部貸付事業 <u>未就学児</u>の保育料の 1/2 ただし、上限 月額 27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付事業 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を<u>持つ</u>保育士の子どもの 預かり支援事業利用料金の一部 貸付 未就園児を<u>持つ</u>保育士の子ど もの預かり支援に関する事業を 利用するために要した経費の 1/2 ※ただし、年額 123,000 円以内</p>			<p>る保育料の一部貸付事業 <u>潜在保育士が要した</u>保育料の 1/2 ただし、上限 月額 27,000 円</p> <p>4 就職準備金貸付事業 1人当たり 200,000 円以内</p> <p>5 未就学児を<u>もつ</u>保育士の子ども の預かり支援事業利用料金の一部 貸付 未就園児を<u>もつ</u>保育士の子ど もの預かり支援に関する事業を 利用するために要した経費の 1/2 ※ただし、年額 123,000 円以内</p>	
--	--	--	--	--	--

<p>2 上記1の事業実施に必要な事務費（人件費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、備品購入費等）</p>	<p>(1) 基本額 7,000,000 円</p>		<p>2 上記1の事業実施に必要な事務費（人件費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、備品購入費等）</p>	<p>(1) 基本額 7,000,000 円</p>	
<p>(※) 補助金額は、上記補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。</p>			<p>(※) 補助金額は、上記補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。</p>		